



個室ユニット型施設 推進協ニュース

2023年
(令和5年) 2月号
NO. 186

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-20-8
ペネックスS-3 4階
TEL: 045-577-4212 / FAX: 045-577-4213
MAIL: info@suishinkyo.net

- 介護保険部会 24年度制度改正へ意見書 <2面>
- 施設紹介 (しょうじゅの里茂原・千葉県) <3面>
- ズバリ回答! 人事・労務のお悩み <4面>
- コラム ソーシャルワーカーの育成 <2面>
- 施設紹介 (しょうじゅ美浜・千葉県) <3面>
- 推進協のITセミナー <4面>
- 尾島の視点 <2面>
- 介護ニュース・ダイジェスト <4面>
- 事務局から <4面>

外国人介護人財獲得へ 新たな道筋開拓

赤枝会長キルギス共和国訪問

1月下旬、赤枝眞紀子一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会会長は、喫緊の課題である介護人財不足に対応するため、中央アジアにあるキルギス共和国^{※1}を訪問し、新たな介護人財の獲得に向け動き出した。現地商業機構ドルドイ^{※2}と連携を図り、介護人財の安定供給ルートの確立を目指す。



合田大使 (左) と赤枝会長 (右)

日本大使館訪問 人材供給ルート協力申し入れ

キルギスは人材供給の面ではまだこれからの国と考えられていて、介護評価試験も同国では実施されていない。受験者は隣国のウズベキスタンまで行く必要がある。それだけに人材供給ルートが確立できれば他に先んじた一手となる。国内のドルドイジャパン株式会社(代表取締役社長青木弓夫)を窓口として今後、ネットワークを強化していく考えだ。

そのため、赤枝会長は、1月20日から28日までキルギス共和国を訪問した。まず現地の日本大使館を訪れ、合田秀樹在キルギス国駐



赤枝会長 (左から2番目) と青木社長 (右)



サリンベコム会長 (左) と赤枝会長 (右)

館(特命全権大使)に介護人財供給ルートの確立に大使館の協力を申し入れた。これについて合田大使は、「親がユニット型特養を利用していたので、どんなところが承知しているし、介護人財確保の厳しさについても理解している」と応じた。ただ、今後の展開については、国内関係省庁との調整が必要であるとの認識を示した。

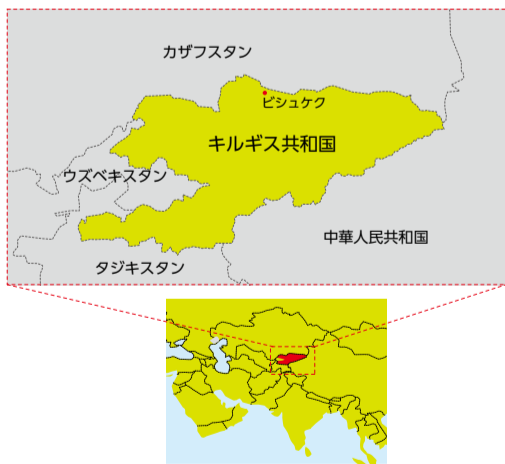
日本語学校の学生 日本の介護に関心高く

現地での人材供給は、キルギスの首都ビシュケクにある日本語学校「ジャパントレーニングセンター」が担う予定だ。同校を訪問し、日本の介護現場について説明した。

学生は熱心に話を傾け、関心が高い様子が窺えた。訪問日程終盤にはドルドイのアカル・サリンベコム会長と面会し、介護人財に関する連携強化を申し入れた。

推進協は、今回の訪問をきっかけとして、子会社の株式会社推進協が立ち上げた人材紹介事業を通じて、キルギスの人材供給事業の確立と、日・キルギスの民間レベルでの交流を深めることとなる。

※1 キルギス共和国、通称キルギスは、中央アジアに位置する共和制国家。首都であり最大の都市はビシュケクである。ソビエト連邦の崩壊に伴い独立した。内陸国で、カザフスタン、中華人民共和国、タジキスタン、ウズベキスタンと国境を接する。(ウィキペディア(Wikipedia)より)



※2 キルギスの首都ビシュケクにある20年以上の歴史を持つ市場「ドルドイ・バザール」の経営をはじめ、商業施設事業、エネルギー事業、旅行事業、食品製造業など幅広いジャンルのビジネスに携わる中央アジア最大の商業機構(ドルドイジャパンのHPより)

会員倍増5か年計画

車座対話全都道府県実施へ

昨年12月の理事会で承認された会員倍増5か年計画は、車座対話という形で、いよいよ来年度より全都道府県実施を目標にスタートすることが決まった。まずは神奈川からスタートする。その後の実施県についても、宮城、三重など候補が挙がっている。

神奈川県からスタートして 全国に展開する計画

理事会で神奈川県を皮切りに始めていこうとの意見が出たこともあり、事務局もその意向を踏まえ検討を進めている。1月、2月と立て続けに支部長会代表の田伏清副会長(バルツァ事業会理事)と藤村二朗介護保険委員長(天空の杜理事長)、栗田淳二研修委員長(南風会理事長)、佐々木亀一郎総務企画広報委員長(元気村常務理事)の各委員長と場所決めの会議を開催している。

また事務局では支部長及び各委員会委員への説明会も開催した。

1月31日の説明会では赤枝会長も出席し、関係者に特段の協力を求めた。

他の候補地は宮城県、三重県、福井県、奈良県、沖縄県が

神奈川県で開催後の開催地については、宮城県、三重県、福井県、奈良県、沖縄県が候補地として挙げられている。

令和6年度の介護報酬改定を見据え、施設の経営状況などを題材に、年内いっぱい車座対話を進めることとなる。推進協はこうした取組を通し、これからの主要な利用者である団塊世代へのアピールを強化していく予定。

介護大学から

● 第3期分校説明会に19施設参加
12月7日、1月11日に第3期分校募集説明会を開催し、19施設が参加しました。

● 第4期分校募集説明会は4月21日(金)、5月25日(木)。

「BrushUP学び」に 広告掲載

介護大学の「実務者研修」の認知度を高め、受講生獲得につなげるため、介護福祉実務者研修の検索サイト「BrushUP学び」(https://www.brush-up.jp)に2月1日に広告を掲載しました。

今後同様のサイトに広告掲載を増やして介護大学の周知に努めてまいります。

● 2023年度第1回 医療的ケア教員講習会【横浜】

【日時】3月10日(金) 9時~18時
【場所】しょうじゅの里三保サテライト(横浜市緑区) 1階研修室
【受講料】 会員...20000円
非会員...40000円
※別途テキスト代3080円

【対象者】正看護師または医師、保健師、助産師の資格を取得して実務経験が5年以上ある方。
介護福祉実務者研修のスクーリング(医療的ケア)の講師に必要な資格です。

※平成28年度以降の国家試験から医療的ケアの内容が追加されることとなり、各介護福祉士養成施設等において医療的ケアの教育が必須となりました。それと同時に「医療的ケアを担当する教員」は医療的ケア教員講習会の受講が必要とされています。この機会に是非、ご受講ください。



お申込はホームページから
(https://suishinkyo.com)

「全世代」で支える介護制度の構築へ 介護保険部会 24年度制度改正へ意見書

2024年度の介護保険制度改正（第9期計画）のあり方を検討していた厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が昨年12月に「介護保険制度の見直しに関する意見」を公表した。現在開会中の通常国会において関係法の改正が行われる予定であるが、世論の関心を集める「給付と負担」など今後の課題を含めて、改正の方向性を改めて整理してみたい。

在宅サービス再編の前段が 新たな複合型サービス設置

介護保険部会は昨年3月から、①地域包括ケアシステムの更なる深化・推進②介護人材の確保と生産性向上③「給付と負担」のあり方の見直しの3本柱で議論を進めてきた。12月20日に公表した「意見」は、25年に団塊の世代が75歳以上となることから、制度の持続可能性を重視する内容となった。

①の観点では、在宅サービスの基盤整備として「訪問」と「通所」などを組み合わせた新たな複合型サービスの設置が盛り込まれたことが注目される。ホームヘルパーの確保が今後さらに難しさを増すことを考慮し、在宅サービスの質を維持する狙いがある。

複合型サービスは専門性が異なる介護サービスを組み合わせることで提供するため、対応できる介護人材の確保が課題となりそうだが、仮に看多機と、今回示された新しい複合型サービスが十分整備されれば、福祉用具を除く在宅サービスの大部分（訪問看護、ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ機能）が賄えるようになる。利用者にはメリットも大きいと思われるが、半面、個別サービスの市場縮小や、ケアマネジャーの利用低下につながる可能性がある。

一方、介護の質を高める上で欠かせないのが②の観点だ。介護ロボットやICTの活用で介護現場の負担軽減を図るほか、多くの申

請書類の作成など文書負担を軽減するため、標準様式や「電子申請・届出システム」の使用を原則化する。

さらに介護職員の専門性を生かすため、介護施設などで介護助手を活用し、タスクシェア・タスクシフトを進めるべきだとした。

「軽度者」の総合事業移行と ケアプラン有料化は行わず

世論の高い関心を集めたのが③の観点だ。政府の全世代型社会保障構築会議が昨年12月にまとめた報告書でも、介護分野の「給付と負担」の見直しは「喫緊の課題」とされる。議論の的となったのが「軽度者」とされる要介護1・2の訪問介護、通所介護を自治体が運営する「総合事業」に移行する方針だ。すでに要支援1・2は移行済みだが、地域によって受け皿作りが進まない現状がある。

また軽度者には認知症の人も含まれ、専門職のケアが外れると重度化する恐れがある。このことから24年度の制度改正には盛り込まれず、第10期計画（27年度）の開始までに結論を得るとされた。同じく24年度改正で見送られたのが、ケアプラン作成などケアマネジメントに対する利用者負担の導入だ。サービスの利用控えを招くといった懸念が出ていた。

加えて注目されているのが、高齢者の負担能力に応じた負担（応能負担）の見直しだ。具体的には利用者負担の引き上げ（2割負担

の対象者拡大）が挙げられる。昨年10月、2割負担が導入された後期高齢者医療制度との整合を図る目的がある。介護保険部会の議論では、「保険料は応能負担でよいが、利用者負担を応能負担とするのは反対」などの意見が出た。

介護老人保健施設（老健）や介護医療院における多床室の室料負担も相上りしている。すでに室料負担がある特別養護老人ホームや在宅介護との公平性を保つ意味があるが、「老健などは在宅復帰のための医療提供施設であり、居住環境も特養とは異なる」など根強い反対論がある。

負担増「先送り」には批判も

「意見」の最終的な取りまとめを行った12月19日の介護保険部会の会合では、要介護1・2の総合事業移行などが方針として盛り込まれなかったことに対して「拙速な結論にならなかった」と評価する声が上がった。

しかし、現役世代の負担軽減を図る立場から、利用者負担引き上げの先送りは適切ではないとの意見も出された。

健康保険組合連合会の河本滋史専務理事は昨年7月に行った「医療・介護に関する国民意識調査」の概要を資料として提出。それによると介護保険の給付と負担のあり方について、増加する介護費を賄う方法として「利用者の自己負担を増やすのがよい」とする回答が約24%で最多、特に70歳代に限ると同回答が約35%を占めた。高齢者自身を含め、自己負担増や給付見直しを求める意見は多いとして、「これ以上先送りすることなく、低所得者に配慮しつつ、より踏み込んだ見直しを確実に実施することが必要」と主張した。

24年度の制度改正で見送りとなった論点について、同部会の「意見」では「第10期計画期間の開始までの間に結論を出すことが適当」と明記され、見直しへの工程が定められたとの見方もある。

全世代型社会保障構築会議で ソーシャルワーカーの育成を提言

12月に公表された全世代型社会保障構築会議の報告書では、地域共生社会の実現の章の中で、重層的支援体制整備事業の推進が明記された。

その中でソーシャルワーカーの確保・育成が記載されているのは異色であり際立っている。



⑧ ソーシャルワーカーとは、人権と社会正義の原理に則り、サービスの利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努め、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職のこと。（特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会）

確保は社会福祉法人の役割

「相談支援が包括的かつ個別に行われるためには、一人ひとりの課題や支援ニーズを的確に評価・分析した上で、地元の関係機関と密接に連携しつつ、適切な支援につなぐコーディネーターとしての役割を果たすソーシャルワーカーの存在が欠かせない。今後、社会福祉法人やNPO等の職員も含め、ソーシャルワーカーの確保に向けた取組を進めるべきである」と指摘する。

更に、「住まいに課題を抱える者」は、複合的な課題を抱えている場合が多く、（途中略）、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供をあわせて行うことが求められる」としており、地域住民自身も一人のソーシャルワーカーとして期待している節も窺え

る。そこまでいなくても、施設職員が地域住民との交流の中で、ソーシャルワークの中心となり、ソーシャルワークの輪を地域住民に拡げていくことを期待されているのではないかと。今後の施設職員のあるべき姿が浮かびあがる。

ユニットケアは ソーシャルワーク

そもそもユニット型施設は介護職員の業務として、基準省令第42条第一項の解釈通知において「入居者へのサービスの提供に当たっては、（途中略）、このため職員は、一人ひとりの入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならぬ」とされ、また、第二項では「各ユニットにおいて入居者がそれぞれ役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない」とされ、アクセスメントを通じて個別課題の解決やエンパワーメントが想定されており、ソーシャルワークは元々基本的なスキルと言える。

ユニット型施設が将来、今より一段上質なサービスを提供していくため、ソーシャルワークはこれからのユニット型施設の職員が身に付けるべき必須の資格といえる。介護過程の展開もこうした考え方に基づいているといえるが、介護福祉士資格を持つ者が、正面からソーシャルワークを学び直すのも有意義なことではないかと思う。今回、政府から示されたソーシャルワーカーの確保方針の行方を注視することとしたい。

（事務局長 懸上）

尾島の視点

固定観念からの脱却



友人のK氏は御年77歳。60歳で定年退職してから、日々の出来事や関心事などを「私的ウィークリー通信」と称し、メール配信することをライフワークにしています。ある日、こんな記事がありました。「とある駅のホームのベンチの向きが『線路に対して垂直』に配置されていることに気づいた。『線路に対して並行』が普通で当たり前だと思っていたのになぜ垂直なのだろうか？」とにたく好奇心・探究心旺盛なK氏は、早速その理由を調べ、このように綴っています。

「酔っ払った客がベンチから立ち上がり、一直線に電車のドアに向かったつもりが、電車の到着直前であることに気づかず転落してしまうケースが多いため、ベンチの向きを変えてみた。一定の効果がみられた。そのため、関西を中心にベンチの向きを線路に対して水平から垂直に変更したものが増えている（旅行作家・野田隆氏）」とのことでした。

何気なく通り過ぎてしまう日常の風景にも、お客様の安全を守るため、人間の行動心理を応用した対策が講じられていると知り、私は驚きと感銘を受けました。「こうでなければならぬ」「こうあるべき」と、固定観念や既定概念に囚われ過ぎてはいないだろうか、自問自答しては柔軟な思考・発想ができる人を真に見習いたいものです。

今月の注目研修

2月20日（月）
介護福祉士実習指導者講習会 ※詳細はホームページで！

千葉県 社会福祉法人兼愛会

地域密着型特別養護老人ホーム・ケアハウス しょうじゅの里茂原

～ 複合的サービスで地域のニーズに応えたい～

【施設の紹介】

「しょうじゅの里茂原」に隣接するケアハウスとデイサービスは2001年に開設した法人初の高齢者施設だ。JR外房線・茂原駅から約2キロ、平坦な住宅地にある。



施設外観 (特養・看多機)



施設外観 (ケアハウス・デイサービス)

ケアハウス開設から20年が経過し、その間に高齢化・重度化が進み、地域のニーズもより多様化した。それらのニーズに応えるため、2021年11月、看護小規模多機能型居宅介護(看多機)と併せて地域密着型特別養護老人ホームを開設した。

コンセプトは「和モダン」。各ユニットの入り口には組子細工(釘を使わずに木を組み付ける技法)があしらわれている。また、自然の光を多く取り入れた開放感のある造りで、明るく快適な環境だ。

【入居者の保護(ごわく)】

2021年6月、駐車場にいた「うさぎ」を保護し、デイサービスの入り口で面



【移動販売車でお買い物】

地元のドラッグストア「ヤックスドラッグ」の移動販売スケジュールに組み込んでもらい、毎週水曜日、移動販売車が施設に立ち寄る。軽トラックいっぱい品物から、自分で選んで買うのを楽しみにしている利用者も多い。



【その人らしさを大切に】

これまでの暮らしや嗜好などを知り、その人らしく暮らせるよう支援することを心掛けています。取材時、デイサービス入り口の天井から吊り下げられていた「茂原郷土民芸品の鯛提灯」は、提灯を作る仕事に従事していたケアハウスの入居者が作成したものだった。特養では、編み物が得意な入居者が自身のベッドカバーを手作り、土木関連の仕事に従事していた入居者は測量計算器を使って計算するのが日課となっている。

ケアハウスの入居者が作成した鯛提灯



入居者の手編みベッドカバー



測量専用電卓での計算が日課

【子ども食堂を開催】

茂原駅近くにある「茂原市もばら地域包括支援センター」と連携し、「子ども食堂」を月に1回、開催している。参加者は毎回30名ほど。



【子ども食堂を開催】

茂原駅近くにある「茂原市もばら地域包括支援センター」と連携し、「子ども食堂」を月に1回、開催している。参加者は毎回30名ほど。



特養のロビーで「子ども食堂」を開催

【渡辺好江施設長から】



以前からやりたいと思っていた「子ども食堂」を開くことができました。子供と高齢者、地域の方々のコミュニティの場を提供したいという思いで取り組んでいます。今後も地域のニーズに応えられるよう、複合的なサービスを展開していきたいと思っています。

【取材後記】

「子ども食堂を以前からやりたかった」と話す渡辺施設長。その思いが実ったのは、地域との関係を日頃から大切にしているからだろうと感じました。(事務局・山崎)

〒297-0029 千葉県茂原市高師193-1 TEL 0475-27-1165 FAX 0475-27-1166 URL: http://www.akaedakai.com/mobara/

【特養】 定員29名(3ユニット) 【看多機】 29名 【ケアハウス】 30名 【デイ】 40名

千葉県 社会福祉法人兼愛会

特別養護老人ホーム しょうじゅ美浜

～ 美浜しょうじゅタウンの1つとして、明るく楽しく支えあいたい～

【施設の紹介】



しょうじゅ美浜外観



しょうじゅレジデンス外観

2013年12月、「しょうじゅ美浜」は「高齢者福祉総合施設・美浜しょうじゅタウン」内に開設した。施設近くには4000戸以上のマンモス団地「UR千葉幸町団地」があり、団地からの利用者や入居者も多い。タウン内には「サービス付き高齢者向け住宅・しょうじゅレジデンス」や人工透析が受けられる「しょうじゅクリニック」、薬局、郵便局、スーパーマーケットなど、暮らしに必要なサービスが揃っている。

「スムーズなサービス移行」毎月、各事業所の担当者会議を開催し、それぞれの利用者や地域での課題などの情報を共有し連携している。デイサービスやショートステイの利用者やサービス付き高齢者向け住宅の入居者が、看取りが必要となった際も、日ごろから情報共有ができていたのでサービスの移行がスムーズだ。慣れた環境のタウン内でサービスを受け続けられるのが魅力だ。

【宮縄力作の手作り神社】

宮縄さんが施設にいてもお正月気分を味わってほしいと神社を手作りした。賽銭箱やおみくじ、絵馬などが用意されている。



【大賑わいのデイサービス】

コロナ禍でもデイサービスを楽しく通う利用者は多く、取材した日も50名の利用者が体操したり、レクリエーションを楽しんだりしていた。日当たりが良く開放感のある大浴場での入浴を楽しみにしている利用者も多いそうだ。



【留学生2名を受け入れ】

昨年5月、ベトナムから来日したヒエンさん(21歳)とチャンさん(20歳)。しょうじゅ美浜は「千葉県留学生受入プログラム」の介護福祉士養成施設として2人を受け入れた。プログラムは、介護福祉士として県内の介護施設での就労を目指す外国人留学生を支援するもの。2人は日本語学校に通ってN3取得を目指す。傍ら、施設で28時間以内のアルバイトをしている。日本語を学んだ後は2年間介護福祉士専門学校で学び、その後5年就労する。

「簡単なことばはわかるように、食べ物も慣れてきました。でも日本の冬は慣れないです」と笑顔で話すヒエンさんとチャンさん、成長が楽しみです。(事務局・山崎)

【託児所】



ヒエンさん(左)とチャンさん(右)

しょうじゅレジデンス内に託児所があり、タウンに勤める職員の子どもを預かっている。約15名の子どもを3人体制で見ている。勤務先に託児所があることで、育児後に復職する職員も多いそうだ。



託児所

【北原由美施設長から】



タウン内のスタッフは総勢200人。どのスタッフも明るく、チームワークも良いと感じています。研修を通して各事業所間の交流をはかり、互いに悩みを言ったり支えあったりしながら、利用者も職員も明るく楽しく過ごせる施設を目指しています。

【取材後記】

「簡単なことばはわかるように、食べ物も慣れてきました。でも日本の冬は慣れないです」と笑顔で話すヒエンさんとチャンさん、成長が楽しみです。(事務局・山崎)

〒261-0001 千葉県千葉市美浜区幸町2丁目12-2 TEL 043-243-8890 FAX 043-243-8891 URL: http://www.akaedakai.com/mihama/

【特養】 定員80名(8ユニット) 【ショート】 20名 【デイ】 50名

介護—ユース・ダイジェスト

12月16日
1月25日

■介護保険部会 制度見直しに関する意見公表（12月20日）

19日に最終的なとりまとめに向けた議論を行い、複数の在宅サービス（訪問や通所など）を合わせた新しい複合型サービスの類型新設などが盛り込まれた。賛否が割れた「負担と給付」については、今年夏までに結論を得るとした。

■新年度の処遇改善加算の書類提出期限を明示（12月20日）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を4月または5月に取得する場合、計画書の提出期限は4月15日とした。厚労省は現在、様式の簡素化を検討しており、見直し後の様式は2月末をめどに周知される。

■推進協 理事会開催（12月21日）

来年度の事業計画として、会員拡大を目的とした厚労省との車座対話を全都道府県で開催する方針を説明。支部長会、組織内委員会委員にも協力を求めていくことを確認した。

■介護事業所に管理者などの常駐を求める規制を緩和（12月21日）

政府のデジタル臨時行政調査会は「アナログ規制」の見直しに向けた工程表を示した。介護事業所の常駐体制について、管理者は今年9月、専門職については24年3月までに見直すとした。ケアマネジャーの法定研修がデジタル受講で可能であることの周知拡大も今年3月までに取り組む方針。

■厚労省 特養の入所待機者状況を公表（12月23日）

特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）への入所を希望しているが、22年4月1日時点で入所できていない人（要介護1・2の特列入所希望者を含む）は全国で27万5000人で、19年度調査より5万1000人減。在宅での待機者は11万7000人で同じく1万

5000人減った。

■介護施設職員による高齢者虐待は21年度に739件（12月23日）

厚労省の発表によると、21年度に特養など介護施設の職員による高齢者虐待と認められた件数は739件で、前年度より約24%増加した。自治体への相談・通報件数も2390件に上り、ともに07年の調査開始以来最多となった。

■水光熱費が2割以上増えた特養が全体の約7割（12月23日）

福祉医療機構が公表した社会福祉法人経営動向調査によると、22年7～9月の間に原油価格や物価高騰の影響を受けたとする施設は全体の約95%に上る。水光熱費が前年同期と比べて2割以上増えた施設が7割を占めた。

■厚労省 新型コロナ感染者の施設内療養に対する支援期間を今年度末まで延長（12月23日）

施設内療養者1人当たり1日2万円（最大30万円）を支援する補助制度を23年3月末まで延長する。ただし無症状者については補助期間を7日間に短縮する。

■今年度のケアマネ試験合格者は1万3288人（12月26日）

厚労省は22年度の介護支援専門員実務研修受講試験（10月9日実施）の実施状況をまとめた。合格者数は1万3288人で合格率は19.0%。受験者数が同程度だった前年度より約2300人、約4ポイント減少した。

■(株)推進協 厚生労働大臣より有料職業紹介事業許可を取得（12月28日）

在留資格特定技能を活用した外国人材の紹介を目的としたもの。10月に申請していた。1月より有料職業紹介を開始する。（許可番号14-ユ-30201-1）

■インフルエンザが3年ぶりに「流行シーズン」入り（12月28日）

厚労省は22年12月19日から同25

日までの感染症発生動向調査で、インフルエンザの定点当たり報告数が1・24となり、流行開始の目安としている1・00を上回ったことから「流行シーズン」に入ったと考えられると発表した。流行シーズン入りは3年ぶり。

■厚労省 介護施設の運営指導マニュアルを改正（12月28日）

介護施設や事業所に対する自治体の運営指導（実地指導）の手順などを示すマニュアルの一部改正を通知。介護職の待遇改善のための加算に関する「各種加算等自己点検シート」「各種加算・減算適用要件等一覧」を更新した。

■厚労省 処遇改善の申請様式を簡素化へ（1月16日）

介護事業者が処遇改善に関する加算を取得するために自治体に提出する計画書と実績報告書について、事業所ごとの記載を不要とし法人単位で確認することなど、様式の簡素化を行う。同日の介護給付費分科会でも示した。

■厚労省 個室ユニット型施設の整備・運営状況調査へ（1月16日）

同日の介護給付費分科会で、1ユニットの定員を「原則として概ね10人以下とし15人を超えないもの」などとした21年度の介護報酬改定の効果を検証し、ケアの質を維持し、職員の過度な負担につながらないよう示した。調査研究事業として行う方針を示した。

■新型コロナの行政検査 高齢者施設自身でも実施可能（1月17日）

高齢者施設で陽性者が発生した場合に保健所が施設の全員に対して行う行政検査について、やむを得ない場合は一定の要件を満たした上で、施設が自ら実施する検査を行政検査と見なせるとする取り扱いは厚労省が示した。

■推進協 赤枝会長キルギス共和国訪問へ出発（1月20日）

キルギスからの介護人材確保に向け、財キルギス日本国大使表敬訪問及び中央アジア最大の商業機構「ドルドイ」の会長らと面談を予定。

ズバリ回答！人事・労務のお悩み 振休と代休 どう違う？

【今月の相談内容】

休日の日に勤務したことで振替休日が多まっている職員がいますが、今後のシフトに休日を入れ込むことが不可能な状況です。どのように処理すれば良いでしょうか。

【回答】

ご相談内容ですが「振替休日がたまっている」のではなく、「代休が多まっている」状況ではないでしょうか。

●振替休日とは

あらかじめ休日として定められていた日を労働日とし、他の労働日を振り替えて、休日とする仕組みです。振替休日は割増賃金を支給しないのでよい仕組みではありません。週内に振り替えた休日がない場合、割増賃金が発生する可能性があります。

●代休とは

休日労働の代償として、以後の特定の労働日の労働義務を免除するものであり、代休を与えたとしても休日労働の事実はなくなりませんので、割増賃金が必要になる場合があります。代休は労基法上の休日ではないため、代休日に指定した日に労働させても休日とはなりません。代休日は就業規則を踏まえ無給とすることが可能です。

よって、代休規定がない場合には休日勤務となり、代休規定がある場合は公休がたまるのではなく代休がたまるということになります。

【代休の一般的な就業規則の規定】

第●条 法人は、振替休日の手続によらず休日に出勤させたときは、休日出勤の日数分の休暇（以下「代休」という。）を与えることができる。

具体的には、社会保険労務士にご相談ください。



推進協監事・特定社会保険労務士 栗田淳二

推進協のITセミナー

（オンライン開催）

参加無料

推進協主催の「ITセミナー」を以下の日程で開催します。会員、非会員ともに参加費は無料です。お申し込みをお待ちしております。

開催時間 15:00～15:50

| 日程 | 講座名 | 内容 |
|----------|---------------|--|
| 2/21 (火) | Excel データベース | Excel のデータベース機能を使って、大量データを集計、分析したり、並べ替えや必要なデータだけを抽出したりする方法を解説します。 |
| 2/28 (火) | Word で差し込み印刷 | エクセルで作成したデータをワードで差し込み印刷する方法を解説します。※前提スキルとして2/21 (火) のExcel データベースを受講されることをおすすめします。 |
| 3/7 (火) | CSVファイルって何？ | CSV (Comma Separated Value) ファイルの特徴と、CSV ファイルをExcel で取り扱う方法などを解説します。 |
| 3/14 (火) | Canva を使ってみよう | オンラインで使える無料のグラフィックデザインツール「Canva」の基本操作を解説します。ちらしやホームページのパナーなどを簡単に作成することができます。 |

お申し込みはWeb (<https://suishinkyo.net>) で

推進協

事務局から ユニットリーダー研修実地研修施設になりませんか

推進協ではユニットリーダー研修の実地研修施設を募集しています。実地研修施設になることで、多職種連携の強化、ケアの質の向上、職員のモチベーションアップ、利用者のご家族の満足度アップにつながります。実地研修施設を目指したことで、入居の問い合わせや職員の応募が増えたというケースもありました。ユニットケアを推進するモデル施設として実地研修施設を目指しませんか。

以下の3つの応募要件を満たしている施設はぜひご応募ください！

【実地研修施設 応募要件】

- ①申込の年度開始時点で、ユニットケア実施から3年以上経過していること。
- ②申込の年度開始時点で、ユニットケア施設管理者研修修了者1名以上及びユニットリーダー研修修了者2名以上勤務していること。
- ③自己評価表（ホームページに掲載）に基づく自己評価結果が総点の7割以上であること。

○調査費用 100,000円

【ユニットケア定着簡易診断】 実地研修施設に応募する前におススメ！

調査員1名が貴施設を訪問し、定着状況の診断と改善ポイントをお伝えします。実地研修施設選定調査合格への近道です。調査時間は約3時間、2つのユニットを見学後、ヒアリング、診断、改善点などの助言を行います。ぜひ、ご活用ください！

○診断費用

| 定員 | 会員 | 非会員 |
|-------|-------------------|-------------------|
| 30人以下 | 11,000円+調査員旅費(実費) | 33,000円+調査員旅費(実費) |
| 31人以上 | 22,000円+調査員旅費(実費) | 66,000円+調査員旅費(実費) |